



2015年度 9月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

**3級 個人**  
**資産相談業務**

実施日◆2015年9月13日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年4月1日現在  
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮  
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に  
従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ  
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

X社に勤務するAさん（55歳）は、妻Bさん（53歳）および長男Cさん（20歳）との3人暮らしである。Aさんは、これまで公的年金についてあまり考えたことはなかったが、先日、大学生である長男Cさんのもとに日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届」が届いたことを機に、公的年金について理解を深めたいと思うようになった。また、学生の国民年金保険料については学生納付特例制度が設けられていると聞いたことがあり、この制度についても知りたいと考えている。そこで、Aさんは、公的年金制度について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよびその家族に関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和35年4月20日

厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和55年4月	昭和58年4月	平成27年9月	平成37年4月
国民年金 任意未加入期間 36月	厚生年金保険 被保険者期間 389月	厚生年金保険 被保険者期間 115月(加入見込み)	
20歳	23歳	55歳	65歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和37年5月3日

高校卒業後から30歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は第3号被保険者として国民年金に加入している。

(3) 長男Cさん（大学生）

生年月日：平成7年9月5日

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

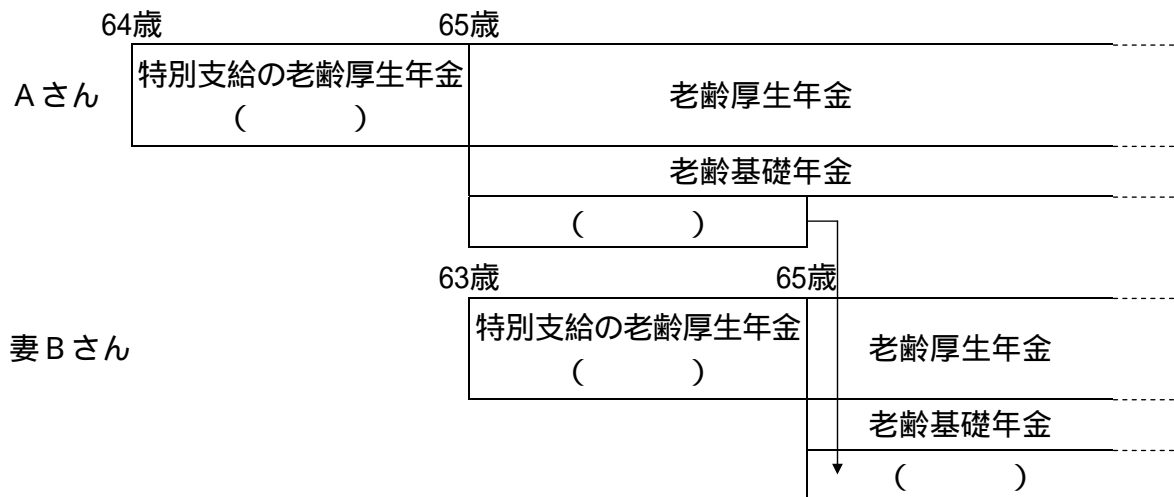
上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、国民年金の学生納付特例制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「日本国内に住所を有する20歳以上( )未満の方は、原則として、国民年金の被保険者となります。長男Cさんは、第1号被保険者として国民年金に加入し、国民年金の保険料の納付義務を負うこととなります。なお、保険料の納付が困難な場合、一定の要件のもとに保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用することができます。この学生納付特例制度により納付が猶予された保険料は、所定の手続により、( )前まで遡って追納することができますが、保険料を追納しなかった場合、納付が猶予された期間は、老齢基礎年金の( )には反映されませんのでご注意ください」

- 1) 60歳            2年            受給資格期間
- 2) 60歳            10年           年金額
- 3) 65歳            10年           受給資格期間

《問2》 Mさんは、Aさんおよび妻Bさんに係る公的年金制度からの老齢給付の概要を図示した。Mさんが、Aさんに示した以下の図表の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。



- 1) 報酬比例部分            振替加算            加給年金額
- 2) 報酬比例部分            加給年金額           振替加算
- 3) 定額部分                加給年金額           特別加算

《問3》 Mさんは、Aさんおよび妻Bさんに係る公的年金についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが65歳に達するまで厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合、特別支給の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みにより、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります」
- 2) 「Aさんの国民年金の任意未加入期間は、保険料全額免除期間とみなされて、老齢基礎年金の年金額に反映されます」
- 3) 「国民年金の第3号被保険者である妻Bさんは月額400円の国民年金の付加保険料を納付することができ、その場合、妻Bさんは、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます」

(メモ余白)

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（45歳）は、これまで定期預金を中心に資産を運用してきたが、先日、証券会社の担当者から、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（以下、当該非課税措置は『NISA』、当該非課税口座は『NISA口座』という）」を利用した資産運用について提案を受けた。Aさんは以前から興味を持っていたX株式会社の株式（以下、「X社株式」という）を購入したいと考えており、購入にあたって株式投資の仕組みや株式に関する各種投資指標について知りたいと思っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

X社株式に関する資料

- ・業種 : 食品小売業
- ・特徴 : 地域に密着した営業を展開
- ・株価 : 500円
- ・当期純利益 : 40億円
- ・純資産（自己資本） : 800億円
- ・発行済株式数 : 2億株
- ・前期の配当金の額（年額）: 8円（1株当たり）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、株式投資の仕組みについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「国内上場株式を売買する際には、証券会社に対して売買委託手数料を支払うことになりますが、この手数料はどの証券会社であっても同じ額です」
- 2) 「指値注文により国内上場株式を買い付ける場合、指値注文は成行注文に優先するため、売買が成立しやすくなります」
- 3) 「成行注文により国内上場株式を買い付ける場合、想定していた価格より高い価格で売買が成立する可能性があります」

《問5》 Mさんは、NISAについて説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「NISAは、個人投資家がNISA口座を利用して上場株式等に投資する場合に配当等や譲渡益等が非課税となる税制優遇制度です。平成27年中にNISA口座でX社株式を購入する場合、非課税投資枠の上限は( )となり、その非課税期間は最長で( )となります。また、NISA口座の受入れの対象となる金融商品には、上場株式のほかに、公募株式投資信託や( )などがあります」

- 1) 100万円 5年間 上場不動産投資信託(J-REIT)
- 2) 100万円 3年間 公社債投資信託
- 3) 150万円 5年間 公社債投資信託

《問6》 Mさんは、X社株式に関する資料 から各種投資指標を試算した。X社株式のPBR(株価純資産倍率)とPER(株価収益率)の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

- 1) PBR: 0.8倍 PER: 25倍
- 2) PBR: 1.25倍 PER: 25倍
- 3) PBR: 0.8倍 PER: 62.5倍



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（48歳）は、妻Bさん（45歳）および長男Cさん（17歳）との3人暮らしである。Aさんは、平成27年中に入院治療を受けたため、これに係る医療費について医療費控除の適用を受けたいと考えている。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

Aさんの家族構成

- ・ Aさん : 会社員
- ・ 妻Bさん : 平成27年中にパートタイマーとして給与収入125万円を得ている。
- ・ 長男Cさん : 高校生。平成27年中に収入はない。

Aさんの平成27年分の収入等に関する資料

- ・ 給与収入の金額 : 700万円
- ・ 不動産の賃貸収入の金額 : 170万円（不動産の賃貸収入に係る必要経費は60万円）

Aさんが平成27年中に支払った医療費に関する資料

- ・ Aさんの入院治療費の金額 : 20万円

上記はすべて医療費控除の対象となる医療費である。なお、Aさんはこの入院治療費について、医療保険から入院給付金7万円を受け取っている。

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの平成27年分の所得税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんの平成27年中の給与収入の金額が130万円以下であるため、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることができる。
- 2) Aさんは、長男Cさんについて、一般の控除対象扶養親族として、扶養控除の適用を受けることができる。
- 3) 不動産所得の金額が20万円を超えているため、Aさんは、所得税の確定申告をしなければならない。

《問8》 Aさんの平成27年分の医療費控除の金額は、次のうちどれか。

- 1) 20万円 - 7万円 - 10万円 = 3万円
- 2) 20万円 - 10万円 = 10万円
- 3) 20万円 - 7万円 = 13万円

《問9》 Aさんの平成27年分の総所得金額は、次のうちどれか。なお、Aさんは青色申告の承認を受けていないものとする。

- 1) 510万円
- 2) 620万円
- 3) 810万円

資料 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	~ 180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（35歳）は、妻Bさん（29歳）および長女Cさん（2歳）との3人家族である。Aさんは、現在、賃貸住宅に居住しているが、住宅ローンを利用してマンションを購入したいと考えている。不動産会社（宅地建物取引業者）に問い合わせたところ、Xさんが所有する中古マンション（物件Y）の売却物件情報の提供を受けたため、Aさんは物件Yの購入を検討することにした。

Aさんが購入を検討している物件Yの概要は、以下のとおりである。

物件Yの概要

所在地	市 町 丁目 番 号	価格	3,000万円
交通	線 駅徒歩 分	固定資産税評価額	1,600万円
建築年月	平成9年8月	所在階	3階 / 8階建
敷地面積	1,900㎡	建物構造	鉄筋コンクリート造
総戸数	50戸	土地権利	所有権
専有面積	86.60㎡（壁芯面積）	取引態様	一般媒介

Xさんは、宅地建物取引業者および事業者ではない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 建物の登記記録に関する以下の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

建物の登記記録を確認する場合、( )で申請を行うことにより、登記事項証明書の交付を受けることができる。《設例》の 物件Yの概要 においては、物件Yの専有面積は壁芯面積で記載されているが、登記記録上の専有面積はこれよりも( )なる。また、購入する建物に抵当権が設定されている場合、抵当権の実行により所有権を失うことがあるため、売買契約の締結にあたっては登記事項証明書の権利部( )を確認し、抵当権の設定の有無について確認することが重要である。

- |    |               |     |    |
|----|---------------|-----|----|
| 1) | 法務局           | 小さく | 乙区 |
| 2) | 市町村(特別区を含む)役場 | 大きく | 乙区 |
| 3) | 市町村(特別区を含む)役場 | 小さく | 甲区 |

《問11》 物件Yを購入する場合の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんが宅地建物取引業者の媒介により物件Yを購入する場合、一般に、買主であるAさんには仲介手数料の負担が生じる。
- 2) Aさんが物件Yの売買契約の締結に際して、Xさんに対し解約手付を交付した場合、Xさんが契約の履行に着手するまでは、Aさんはその手付金を放棄して契約を解除することができる。
- 3) Aさんが物件Yの購入に際して、Xさんとの間で「売主は瑕疵担保責任を負わない」とする旨の特約を付けて売買契約を締結した場合、その特約は原則として無効である。

《問12》 物件Yを購入・保有する場合の税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) Aさんが物件Yを購入する場合、不動産取得税の課税対象となる。
- 2) 物件Yの固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在で所有者として固定資産課税台帳に登録されている者であるが、実務上、売買契約により、売主と買主の間で固定資産税の負担割合を所有期間で按分して精算することが一般的である。
- 3) 物件Yは中古マンションであるため、所得税の住宅借入金等特別控除の適用対象とはならない。

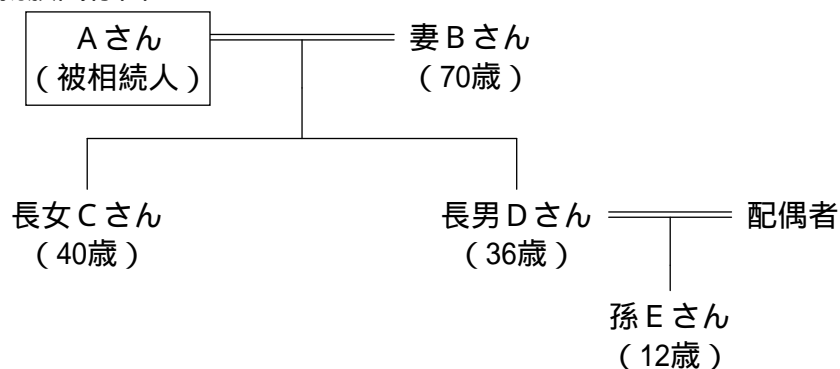
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成27年8月に病気により75歳で死亡した。Aさんは、妻Bさんおよび長女Cさんとの3人暮らしであった。Aさんは生前に自筆証書遺言を作成しており、その内容に従い、Aさんの自宅は妻Bさんが相続する予定であるが、他の財産については遺言書には記載されておらず、相続人で協議を行うこととなった。

Aさんの親族関係図および主な財産の状況等は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産の状況（相続税評価額）

- ・預貯金 : 5,000万円
- ・有価証券 : 4,000万円
- ・自宅の敷地（350㎡）: 9,800万円  
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前）
- ・自宅の建物 : 2,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 相続開始後の手続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 自筆証書による遺言書を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出してその検認を請求しなければならない。
- 2) 協議により遺産を分割するためには、共同相続人全員が分割の内容について合意する必要がある。
- 3) 相続税の申告は、原則として、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に行わなければならない。

《問14》 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(以下、「本特例」という)」に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

) 妻Bさんが、Aさんの自宅の敷地および建物を相続により取得し、その敷地について特定居住用宅地等として本特例の適用を受けた場合、( ) を限度面積として( ) の評価減をすることができる。  
 ) 妻Bさんが相続税の申告期限までに自宅の敷地を売却した場合、本特例の適用を受けることが( ) 。

- 1) 240㎡                      50%                      できる
- 2) 330㎡                      80%                      できる
- 3) 330㎡                      50%                      できない

《問15》 Aさんの相続に係る民法上の相続人およびその法定相続分の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

- 1) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 、長女Cさん： $\frac{1}{6}$ 、長男Dさん： $\frac{1}{6}$ 、孫Eさん： $\frac{1}{6}$
- 2) 妻Bさん： $\frac{2}{3}$ 、長女Cさん： $\frac{1}{6}$ 、長男Dさん： $\frac{1}{6}$
- 3) 妻Bさん： $\frac{1}{2}$ 、長女Cさん： $\frac{1}{4}$ 、長男Dさん： $\frac{1}{4}$

(メモ余白)

(メモ余白)



(メモ余白)